白井市若年がん患者在宅療養支援助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、若年がん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービスの費用の一部を助成する事業（以下「支援事業」という。）を実施することにより、がん患者及びその家族の身体的・経済的負担を軽減し、若年がん患者の在宅療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第２条　助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者であって、かつ、次条の規定により市長の承認を受けたものとする。

⑴　次条第１項の規定による申請の日及び第４条に規定するサービスを利用する日(次号において「サービス利用日」という。)において本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和４２年法律第８１号)に基づく本市の住民基本台帳に登録されている者

⑵　サービス利用日において、４０歳未満である者

⑶　がん患者(医師が一般に認められている医学的所見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断した者に限る。)

（助成対象者の承認）

第３条　支援事業の利用を希望する者は、白井市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書(別記第１号様式。以下「利用申請書」という。)に白井市若年がん患者在宅療養支援事業の利用に係る意見書(別記第２号様式。以下「意見書」という。）を添えて市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、利用申請書の提出後に意見書を提出することができるものとする。

２　市長は、必要と認める場合には、申請者の同意を得た上でその病状及び治療内容について主治医の意見を求めることができる。

３　市長は、第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の承認の可否を決定し、その結果を白井市若年がん患者在宅療養支援事業利用可否決定通知書(別記第３号様式)により、申

請者に通知するものとする。

４　前項に規定する承認の有効期間は、助成対象者が４０歳に到達する日の前日までとする。

（助成対象サービス）

第４条　助成金の交付の対象となるサービスは、助成対象者が在宅で療養するために必要とする次に掲げるサービス(介護保険法(平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）に基づき都道府県知事又は市区町村長が指定した事業者のうち若年がん患者在宅療養支援事業者として市に登録した事業者が提供するサービスに限る。以下「助成対象サービス」という。）とする。

⑴　法第８条第２項に規定する訪問介護に相当するサービス

⑵　法第８条第３項に規定する訪問入浴介護に相当するサービス

⑶　法第８条第１２項に規定する福祉用具貸与又は同条第１３項に規定する特定福祉用具販売に相当するサービス

⑷　法第８条第２４項に規定する居宅介護支援に相当するサービス（以下「ケアマネジメント料」という。）

（助成対象経費）

第５条　助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、他の事業において助成又は給付を受けることができるときは助成対象経費としない。

⑴　助成対象サービスの利用に要した費用(利用申請書提出日の属する月の１日付までさかのぼり支援事業の対象とする。）

⑵　意見書の作成に係る費用

（助成金額）

第６条　助成金は、助成対象サービスを利用した月ごとに算定し、助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象経費の区分に応じ当該各号に定める額(１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を合算した額とし、１月当たり５４,０００円を上限とする。

⑴　前条第１号に規定する助成対象経費　当該月の利用額に１０分の９を乗じて得た額

⑵　前条第２号に規定する助成対象経費　意見書の作成に要した費用に相当する額に１０分の９を乗じて得た額。ただし、１回限りとする。

２　前項の規定にかかわらず、助成対象者が生活保護法(昭和２５年法律第１４４号)の規定により保護を受けている場合における助成金の額は、１月当たり６０,０００円を上限とする。

（変更等の届出義務）

第７条　助成対象者は、次の各号のいずれかに該当したときは、白井市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更(中止)届出書(別記第４号様式)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、市が当該変更の内容について確認することができる場合は、この限りでない。

⑴　利用申請書の内容に変更が生じたとき。

⑵　助成対象サービスを利用しなくなったとき。

⑶　第２条各号の規定に該当しなくなったとき。

（利用の中止又は取消）

第８条　市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業の利用の承認を中止し、又は取り消すことができるものとする。

⑴　症状の悪化等により助成対象サービスを利用することが困難であると認められるとき。

⑵　支援事業を利用することが適当でないと市長が認めるとき。

２　市長は、前項の規定により支援事業の利用の承認を中止し、又は取り消したときは、白井市若年がん患者在宅療養支援事業利用中止(取消)通知書(別記第５号様式)により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付申請及び交付請求）

第９条　助成対象者は、１月ごとに作成した白井市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書兼請求書(別記第６号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

⑴　助成対象経費に係る領収書

⑵　助成対象経費とする助成対象サービスに係る明細書の写し

⑶　受領委任払い同意書(別記第７号様式)(次項第１号に規定する受領委任払いの場合にあたっては、助成対象者がサービス提供事業者から同意を得た上で提出すること。)

⑷　その他市長が必要と認める書類

２　助成金の交付の請求は、償還払い又は受領委任払いとし、助成対象サービス(第５条第２項に規定する意見書の作成に係る費用を含む)を利用した日が属する月の月末から起算して２年を経過する日まで請求することができる。

（助成金の交付決定等）

第１０条　市長は、助成対象者から前条に規定する交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、白井市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付可否決定通知書兼確定通知書(別記第８号様式)により通知するものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第１１条　市長は、助成対象者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既にその取消しに係る部分の助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。